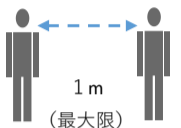
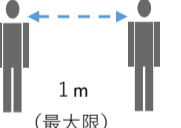
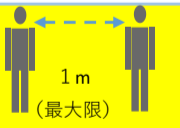
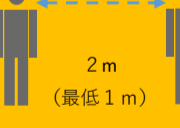


沖縄県警戒レベル	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
県立学校の対応	★感染防止対策を徹底した上で、通常登校			★感染防止対策を徹底した上で、通常登校・地域ごとの時差登校、分散登校、臨時休業の検討・実施
文部科学省 衛生管理マニュアル 地域の感染レベル	レベル1	レベル2 ① ②		レベル3 ① ② ③

県立学校の保健体育学習ガイドライン例

<p>★感染者が発生した学級等は、必要に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を高める工夫を図る。</p>	<p>1mを目安に、活動場所内で最大限の間隔をとる。</p>  <p>○体育授業: 児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする活動は可能な限り感染対策を行った上で通常通り実施する。</p>	<p>○リスクの低い活動は、一定の距離を保ち、同じ方向を向き、回数や時間を絞るなどの十分な感染対策をした上で実施する。</p> <p>○体育授業: 児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする活動はリスクが高いことから慎重に検討する。</p> <p>○体育授業: 可能な限り、屋外で実施し、気温が高い日などは熱中症に十分注意をする。但し、屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなる運動は避ける。</p>	<p>○体育授業: 児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする運動や感染症対策を講じてもなお、感染のリスクが高い運動は行わない。</p>
	<p>体育授業: マスク着用は必要ないが、体育授業における感染リスクを避けるため、児童生徒の間隔を十分確保する。但し、児童生徒がマスクの着用を希望をする場合は否定するものではない。</p>	<p>体育・保健授業: 年間指導計画の中で年度後半に指導する予定の学習分野を「先取り授業」として手順やルールを学んだり、自宅で取り組むことが可能な既習事項の反復学習等を行ったり、デジタルコンテンツ教材を利用した学習支援も考えられる。</p>	

県立学校の部活動ガイドライン例

<p>★感染者が発生した部活動では、濃厚接触の疑いのある生徒・特定された生徒の活動停止と、必要に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を高める工夫を図る。</p> <p>★感染が拡大している場合(陽性者複数名発生等)は部活動停止の検討・実施。</p>	<p>○可能な限り感染対策を行った上で通常通りの活動</p> <p>1mを目安に、活動場所内で最大限の間隔をとる。</p> 	<p>○可能な限り感染対策を行った上で通常通りの活動</p> <p>○可能な限り感染対策を行った上でリスクの低い活動から段階的に実施。直近一週間に感染者が確認された地域ではより慎重な検討が必要。</p> <p>密集する運動、近距離で組み合う、接触場面が多い運動、向かい合っただけの発声する等の活動は慎重な検討が必要。</p> <p>1mを目安に、活動場所内で最大限の間隔をとる。</p> 	<p>○可能な限り感染及びその拡大のリスクを軽減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて行う。</p> <p>密集する運動、近距離で組み合う、接触場面が多い運動、向かい合っただけの発声する等の活動は行わない。</p> <p>できるだけ2m程度の間隔をとる。</p> 
--	---	--	---

<p>全体を通じての留意事項</p> <p>○トレーニングやゲーム、ミーティングなども三密にならないように配慮した状態で通常通り実施する。また、各競技団体から発出されている注意事項にも留意すること。</p> <p>○ケガや熱中症防止等、安全管理に十分留意する。また、発熱等の症状が見られる場合は自宅で休養するよう指導すること。</p> <p>○生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を常時確認すること。</p> <p>○活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠し、実施内容等に十分留意する。特に分散登校を実施する場合は、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とする。</p> <p>○部活動の参加については、生徒・保護者の自由意思とすること。</p> <p>○大会等の参加については、学校として主催団体とともに、大会中の競技や演技中等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、更衣室等の利用時においても生徒、教師等の感染拡大防止の対策を講じること。</p> <p>○練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえ、部活顧問教諭だけでなく、学校として責任をもって、大会参加時と同様の感染拡大防止の対策を講じること。</p> <p>-(教保第1855号令和3年3月4日付け「春季休業中の部活動における新型コロナウイルス感染症対策について(依頼)」に準ずる。)</p>
--